

電話診察による処方せん発行の終了について

厚生労働省の通知により

「新型コロナの時限的・特例的な取扱いに伴う診療報酬上の取扱い」は
令和5年7月31日をもって終了することとなりました。

これに伴い、現在、実施しております

「電話でのお薬処方は令和5年7月31日をもって終了となります」

予めご承知おきください。

ご不明な点がございましたら受付までお声掛け下さい

令和5年5月1日

内田病院 院長